自治労県職

速報版

発行：自治労滋賀県職員労働組合
自治労滋賀県職員連合労働組合
県庁東館5階
県庁内線：4790,4791
直通：077-528-4790
FAX ：077-521-3784
E-MAIL:shigajichiro@yahoo.co.jp

特殊勤務手当（新型コロナ関連）を支給（遡及）へ

患者等に接する業務1日3千円～4千円、検体検査１日340円

子ども家庭相談センター専門職の処遇、手当等が改善

先般の夏季要求交渉において、新型コロナ対策で特殊勤務手当の遡及適用を求め、人事課長も「検討を進めている」と回答していましたが、今般、その詳細を明らかにし、６月県議会において予算案を上程していくとの回答がありました。また、子ども家庭相談センターでの児童相談等の対応において専門職員の心身の負担が大きいことから、児童福祉司等の専門職の処遇改善を行うため特殊勤務手当や給料の調整額等を引上げるとして、これも６月議会に条例改正等が上程されることになりました。

新型コロナウイルス感染症にかかる特殊勤務手当措置の整理

●措置の方針

・3,000円/日、4,000円/日の業務にかかる特殊勤務手当

（①場所要件、②業務要件の両方を満たした場合に支給対象）

・340円/日の業務にかかる特殊勤務手当

●具体的な特殊勤務手当の支給対象業務

3,000円／日とする業務

(1)　新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いのある者（以下「患者等」という。）が使用した物件処理の業務

→　・宿泊療養施設におけるごみの搬出
・宿泊療養施設における感染性廃棄物の収集
・新型コロナウイルス感染症の患者等の自宅等の消毒業務（立合、指導等を含む。）
・新型コロナウイルス感染症の患者等の移送・搬送に使用した搬送車両等の消毒業務（立合、指導等を含む。）

(2)　患者等が滞在する宿泊療養施設内における長時間の連絡調整等の業務

→　・宿泊療養施設運営業務（食事や差し入れ等の搬入など）
※　長時間とは、１時間以上のことを指す。

(3)　患者等に接して行う医療機関等への移送等の業務

→　・新型コロナウイルス感染症の患者等の移送・搬送業務（同乗者を含む。）

(4)　前各号に掲げるもののほか患者等に接して行う業務

→　・宿泊療養施設における緊急時の対応業務（病状悪化、報知器検知時の現場確認）
・宿泊療養施設における受入・退去対応業務
・宿泊療養施設における心のケア
・宿泊療養施設における健康管理（散歩等）にかかる支援業務
・検体採取の補助業務（新型コロナウイルス感染症の検体採取を行う医師等と臨席して行う業務に限る。）
・新型コロナウイルス感染症の患者等に対する疫学調査業務
・新型コロナウイルス感染症の患者等に対する面接・訪問・保健指導等業

4,000円／日とする業務

(5)　医師等による検体採取の業務

→　・医師または看護師による検体採取業務

(6)　新型コロナウイルス感染症の患者等の身体に接触して行う業務または長時間にわたり接して行う業務

→　・(3)および（4)のうち、患者等の身体に接触して行う業務または長時間にわたり接して行う業務
※　長時間とは、１時間以上のことを指す。

340円／日とする業務

(7)　新型コロナウイルス感染症の検体検査の業務

→　・衛生科学センターにおける新型コロナウイルス感染症の検体検査の業務

(8)　検体採取の補助（上記(4)を除く場合）の業務

その他

(9)　上記のほか、人事委員会がこれらに準ずると認める業務

→　・今後、上記以外で発生する可能性のある業務を想定して規定

●適用年月日

令和２年２月１日

※予算成立後に遡及適用予定

児童相談所に勤務する児童福祉司等の処遇改善について

■　給与上の措置（現状）

①児童福祉司、児童心理司（判定員）

→特殊勤務手当(社会福祉業務手当)により措置。(日額610円)

②児童指導員、保育士

→給料の調整額により措置。（調整数2.3または1.5）

■　処遇改善案

①児童福祉司、児童心理司、保健師、相談員

→特殊勤務手当（社会福祉業務手当）の手当額を日額950円に引上げ。
合わせて、保健師を対象に追加するとともに、相談員の手当額を日額480円に引上げ。
約7,000円／月（相談員は約3,600円／月）の処遇改善。

②児童指導員、保育士

→給料の調整額の調整数を2.3→2.8、1.5→２に引上げ。
平均で約7,000円／月の処遇改善。（加えて退職手当へのはね返り）

※①、②の改善は児童相談所の職員に限り、児童相談所以外の職員の手当額は据え置き。

■　今後の流れ

・６月定例会議に改正条例案、予算案を提出。
・給料の調整額規則の改正を人事委員会に依頼。
・令和２年４月１日から適用し、４月分給与から改善実施予定。（８月例月給与で差額支給予定。）